

たいせつな方を自死（自殺）で亡くされたあなたへ。

自死遺族法律相談

ご家族、恋人、友人などたいせつな人を自死（自殺）で亡くされた方と
その支援者を対象に、弁護士が無料で法律相談をおこないます（原則1時間）。

相談日時：毎月第1水曜日13時～16時

※祝日・年末年始は日時が変更になる場合がございます。
詳しくは、お電話でお問い合わせください。

☎ 専用電話番号：092-738-0073

相談場所：天神弁護士センター

福岡市中央区渡辺通5-14-12南天神ビル2階

- ◆市営地下鉄空港線「天神駅」から徒歩9分
- ◆市営地下鉄七隈線「天神南駅」から徒歩3分
- ◆市営地下鉄七隈線「渡辺通駅」から徒歩4分
- ◆西鉄大牟田線「福岡駅」から徒歩7分
- ◆西鉄バス「渡辺通2丁目」バス停から徒歩2分

弁護士には守秘義務があり、相談はプライバシーが守られる環境で行いますので、秘密は守られます。安心してご相談ください。



自死遺族法律相談

❖ 相談例

- ・過労やいじめで家族が自死に追い込まれてしまった…
- ・亡くなった家族が抱えていた多額の借金、返さなきゃいけないの？
- ・アパートの家主から損害賠償請求されてしまった…
- ・自死だから生命保険はおりないと言われたけど… など

❖ 相談までのながれ

弁護士と臨床心理士が待機しており、法律相談だけでなく、こころの相談にも応じることができます。

電話相談

- ① **092-738-0073** にお電話ください。
- ② 担当弁護士が法律相談をお受けします（原則1時間）。
※必要に応じて、臨床心理士も相談に応じます。

面談相談

- ① **092-738-0073** にお電話いただき、ご希望の時間帯をお伝えください。
- ② 予約した時間帯に天神弁護士センターにお越しください。
※予約優先ですが、予約されていない方でも相談枠に余裕があれば当日窓口でも受付いたします。
- ③ 担当弁護士が法律相談をお受けします（原則1時間）。
※必要に応じて、臨床心理士も相談に立ち会い、相談に応じます。



相談後、弁護士に依頼したいと思ったら・・・

相談は無料ですが、弁護士に事件処理を依頼をする場合には、弁護士費用がかかります。
ただし、一定の資力要件を満たせば、法テラス(日本司法支援センター)の弁護士費用立替制度を利用することもできます。
詳しくは、相談を担当した弁護士にお尋ねください。